

社会福祉法人 大津町社会福祉協議会

評議員選出規則

平成 29 年 2 月 27 日制定

(目的)

第1条 この規則は、定款第 7 条第 4 項の規定により評議員の選出について定めるものとする。

(選出基準)

第2条 評議員の選出基準は、次によるものとする。

- | | |
|-----------------------------|-----|
| (1) 民生委員・児童委員等社会福祉に関する団体の代表 | 8 名 |
| (2) 区長会等各種の住民組織 | 8 名 |
| (3) 社会福祉関係施設の代表者及び学識経験のある者 | 4 名 |

(施行細則)

第3条 この規程に定めるもののほか必要な事項は会長が定める。

付則

この規則は、平成 29 年 2 月 27 日から施行する。

付則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付則

平成 16 年 4 月 1 日施行の社会福祉法人大津町社会福祉協議会定款施行細則は廃止する。

社会福祉法人 大津町社会福祉協議会
理事並びに監事選任規則

平成 29 年 2 月 27 日制定

(目的)

第1条 この規則は、定款第 17 条の規定により理事、監事の選任について定めるものとする。

(理事選出基準)

第2条 理事の選任基準は、次によるものとする。

- | | |
|----------------------------|-----|
| (1) 町長 | 1 名 |
| (2) 町議会議員の代表 | 1 名 |
| (3) 民生委員・児童委員協議会の代表 | 1 名 |
| (4) 区長会の代表 | 1 名 |
| (5) ボランティア団体等の代表 | 1 名 |
| (6) 当事者団体等の代表 | 2 名 |
| (7) 社会福祉関係施設の代表者及び学識経験のある者 | 3 名 |
| (8) 行政福祉部局の代表 | 1 名 |

(監事選出基準)

第3条 監事の選任基準は、次によるものとする。

- | | |
|-------------|-----|
| (1) 町議会の代表 | 1 名 |
| (2) 町監査員の代表 | 1 名 |

(施行細則)

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は会長が定める。

付則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付則

平成 16 年 4 月 1 日施行の社会福祉法人大津町社会福祉協議会定款施行細則は廃止する。

社会福祉法人 大津町社会福祉協議会

役職員等で非常勤の者の費用弁償に関する規則

平成 29 年 2 月 27 日制定

第1条 社会福祉法人大津町社会福祉協議会（以下「本会」という）の業務のため出席する役員及び職員並びに役員以外の者（以下「役職員等」という）で非常勤の者に費用弁償として別表のとおりこれを支給する。ただし、大津町の一般職の職員が役職員等を兼ねる場合は、これを支給しない。

（施行細則）

第2条 この規程に定めるもののほか必要な事項は会長が定める。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1、この規程は公布の日から施行し、平成 3 年 4 月 1 日から適応する。

別表

区 分	費用弁償の額
理 事	日額 2, 200円
監 事	日額 2, 200円
評議員	日額 2, 200円
心配ごと相談員	日額 2, 200円
生活福祉資金調査委員	日額 2, 200円
子育てサポート事業サブリーダー	日額 2, 200円
地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員	日額 2, 200円
地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員	日額 2, 200円
地域福祉推進委員	日額 2, 200円
高齢者ホームサポーター(旧生活管理指導員)	日額 2, 200円
評議員選任・解任委員	日額 2, 200円
前各号に掲げる者以外の非常勤職員等	予算の範囲内で会長が定める額

社会福祉法人 大津町社会福祉協議会

副会長の職務及び権限に関する規則

平成 29 年 2 月 27 日制定

第1条 この規程は、定款第 21 条第 3 項の規定により、会長に事故等あるときに、副会長がこの法人の業務を執行する事項について、別表に定めるものとする。

(施行細則)

第2条 この規程に定めるもののほか必要な事項は会長が定める。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表

副会長の業務執行事項	
1	法人の総合企画及び運営の基本方針の策定に関すること
2	役員、評議員会の招集及び議案に関すること
3	定款、各種規程（役員・評議員選任規程、会員規程その他本会の業務に関する重要な事項で理事会において必要と認めるものを除く。）運用方針、要領等の制定又は改廃に関すること
4	組織及び権限に関すること
5	職員の任免、進退及び賞罰等の人事に関すること
6	職員の服務及び給与の決定並びに支給基準及び運用方針に関すること
7	職員の職務に専念する義務の免除に関すること
8	勤務時間の特別の承認に関すること
9	表彰に関すること
10	予算の編成、流用に関すること
11	事業報告及び決算に関すること
12	<p>売買、賃貸借、請負その他の契約に関すること</p> <p>次掲げるもの</p> <p>(1) 設計高が 50 万円以上に関する施行伺予定価格調書、契約伺、検査復命書（但し、業者選定伺は除く。）</p> <p>(2) 設計高が 20 万円以上の随意契約に関する施行伺、業者選定伺、予定価格調書、契約伺、検査復命書</p>
13	<p>出納に関すること</p> <p>次掲げるもの</p> <p>(1) 100 万円以上の収入の承認</p> <p>(2) 50 万円以上の支出負担行為及び支出命令（基本財産を除く。）</p> <p>(3) 補助金、助成金、受託金（委託料）、共同募金配分金、介護給付費の請求の内容が重要又は異例なものの承認</p> <p>(4) 福祉金庫貸付における 5 万円以上の貸付の承認</p>
14	予定価格が 10 万円以上の物品（固定資産物品、備品、消耗品）の処分
15	予算の範囲内における同一経理区分内の 20 万円以上の予算の中区分内流用
16	訴訟、損害賠償等に関すること
17	重要な契約の締結、事務事業の受託に関すること
18	重要な公示、通知、催告、申請、届出、報告、照会及び回答等並びに情報の開示に関すること
19	その他会長の決済に付すべき事項に関すること

社会福祉法人 大津町社会福祉協議会

会員規則

平成 29 年 2 月 27 日制定

(会 員)

第1条 定款第 32 条第 3 項の会員とは、大津町に住所を有し社会福祉法人大津町社会福祉協議会（以下「法人」という。）の趣旨に賛同するもので第 2 条の会費を納入したものとする。

(会 費)

第2条 会費は以下のとおりとする。

一般

- ・普通会員 会費 一口 年額 500円
- ・賛助会員 会費 一口 年額 1,000円
- ・特別会員 会費 一口 年額 5,000円

法人

- ・賛助会員 会費 一口 年額 5,000円
- ・特別会員 会費 一口 年額 10,000円

(退 会)

第3条 会員は次の場合は脱会したものとする。

1. 死亡又は解散
2. 大津町外に転出
3. 脱会を申し出たとき

付則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付則

平成 16 年 4 月 1 日施行の社会福祉法人大津町社会福祉協議会定款施行細則は廃止する。

社会福祉法人 大津町社会福祉協議会

部会・委員会規則

平成 29 年 2 月 27 日制定

(委員会)

第1条 定款 33 条第 3 項の委員会は次のとおりとする。

1. 生活福祉資金調査委員会
2. 地域福祉計画等策定委員会
3. 地域福祉計画等推進委員会

委員会は必要に応じて委員長が会長に諮ってこれを召集する。

委員会はその活動を推進するための機関として事業を執行することができる。

(委員)

第2条 委員会の委員は会長が会員の中からそれぞれ若干名を委嘱する。

会長は必要に応じて会員以外の学識経験者を委嘱することができる。

(委員会役員)

第3条 委員会にそれぞれ次の役員をおく。

委員長 1 名 副委員長 1 名

役員は委員の互選とする。

役員の任期については、定款第 23 条の規程を準用し、同条中「理事又は監事」とあるものは「委員」と読替えるものとする。

(委員会役員の職務)

第4条 委員長はそれぞれの委員会を代表し会務を執行する。

副委員長は委員長を補佐し事故あるときはその職務を代行する。

委員長は会議及び活動の結果をすみやかに会長に報告する。

付則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付則

平成 16 年 4 月 1 日施行の社会福祉法人大津町社会福祉協議会定款施行細則は廃止する。